

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

室蘭市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

室蘭市では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、市が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。  
個人住民税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、委託契約の中に秘密保持規定を設けることにより、万全を期している。

## 評価実施機関名

室蘭市長

## 公表日

令和4年6月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)に基づき、住民等からの申告情報及び企業等からの支払報告書により住民税額を算出し、賦課徴収を行う。また、申請に基づき、課税証明書等を発行を行う。</p> <p>地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①個人住民税の賦課に関する事務</li><li>②個人住民税納税通知書等の送付に関する事務</li><li>③個人住民税の減免に関する事務</li><li>④所得・課税証明書等の発行に関する事務</li><li>⑤納税義務者の所得・課税情報の管理・調査に関する事務</li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 個人住民税システム</li><li>2. 滞納整理システム</li><li>2. 滞納整理支援システム</li><li>3. 収納消込システム</li><li>4. 申告受付システム</li><li>5. 口座管理システム</li><li>6. 審査システム(eLTAX)</li><li>7. 国税連携システム(eLTAX)</li><li>8. 団体内統合宛名システム</li><li>9. 中間サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"><li>(1)当初資料ファイル</li><li>(2)障害者関係ファイル</li><li>(3)生活保護関係ファイル</li><li>(4)年金特徴ファイル</li><li>(5)滞納処分ファイル</li><li>(6)交渉記録ファイル</li><li>(7)収納履歴ファイル</li><li>(8)納税組合員ファイル</li><li>(9)口座情報ファイル</li></ul>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第16条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74, 80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報提供の根拠) 第1条第2号、第2条第8,9,12,13,14,15,16,17,18,19号、第3条第9,10,13,14,15,16,17,18,19号、第4条第2号、第6条第5,6,7,9,10,11,12,13,14,15号、第7条各号、第8条第1,2号、第10条第1,3,4,6号、第12条各号、第13条第1,3号、第14条第3号、第16条第1号、第19条各号、第20条第2,5,19号、第21条第12号、第22条第1,2,3,4,5,6,7,9号、第22条の3第1,3,4,13,14,15,16,17,18号、第22条の4第1項第2号、第22条の4第2項第2号、第22条の4第3項第2号、第22条の4第4項第2号、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第4,5,11,12,13,14,15,16,17号、第24条の3第1号、第25条第1,2,3,6,7,13,14,15,16,17,18号、第26条の3各号、第27条第3号、第28条第1,2,3,6,7,8,9,10号、第31条第1,3,3の2,5,6号、第31条の2の2第5,6,12,13,14,15,16,17,18号、第31条の3第1号、第32条第1,2号、第33条第4号、第34条第2,3,4号、第35条第3号、第36条各号、第37条第1,4号、第38条各号、第39条第3号、第39条の2第1号、第40条第1,6号、第43条第1,2,3,5,8,9,10,11,12,13号、第43条の3第1号、第43条の4各号、第44条各号、第44条の5第1号、第45条第1号、第47条第1項第12,13,14,16,26,27,29,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,44,45,48号、第47条第2項、第49条第1,3号、第49条の2第1号、第51条第7,8,14号、第53条各号、第54条第1,4,5号、第55条第1,6,7,9,10,11号、第58条各号、第59条第1号、第59条の2の2第1,2,3,4,5,7,8,9,10,11,12,14号、第59条の2の3第1号、第59条の3第1,2号、第59条の4第1号 (情報照会の根拠) 第20条第1,2,3,4,5,6,7,8,9号</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>企画財政部市税課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>市税課長</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p>—</p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>郵便番号051-8511 室蘭市幸町1番2号 総務部総務課法規係</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>郵便番号051-8530 室蘭市海岸町1丁目4番1号 企画財政部市税課</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	企画財政部課税課	企画財政部市税課	事後	
平成27年10月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 関 誠	市税課長 関 誠	事後	
平成27年10月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号051-8530 室蘭市海岸町1丁目4番1号 企画財政部課税課	郵便番号051-8530 室蘭市海岸町1丁目4番1号 企画財政部市税課	事後	
令和4年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</li> <li>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の</li> <li>2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項(別表第二における情報照会の根拠)27の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)(情報提供の根拠)</li> <li>第1条第2号、第2条第3条第4,5,6,8,9,10,11,12号、第3条第4,5,6,8,9,10,11号、第7条各号、第10条第1号、第12条第3,5号、第13条各号、第19条各号、第20条第1,3,8号、第21条第6号、第22条第1,2,3,4,5,6,8号、第23条第1号、第25条第1,2,3,6,7,12,13,14,15,16号、第28条第1,2,3,6,7,8,9,10号、第31条第1,3,5号、第34条各号、第35条第3号、第36条各号、第37条第1,3号、第38条各号、第40条各号、第43条第1,2,3,5,8,9,10,11号、第44条第1号、第47条第1項第2,3,4,5,6,7,10,11号、第49条各号、第50条第2,3,4,5号、第51条第4,7,13号、第54条第1,3,4号、第55条第1,3,4号、第58条各号、第59条第1号(情報照会の根拠)第20条第1,2,3,4号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</li> <li>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の</li> <li>2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項(別表第二における情報照会の根拠)27の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)(情報提供の根拠)</li> <li>第1条第2号、第2条第8,9,12,13,14,15,16,17,18,19号、第3条第9,10,13,14,15,16,17,18,19号、第4条第2号、第6条第5,6,7,9,10,11,12,13,14,15号、第7条各号、第8条第1,2号、第10条第1,3,4,6号、第12条各号、第13条第1,3号、第14条第3号、第16条第1号、第19条各号、第20条第2,5,19号、第21条第12号、第22条第1,2,3,4,5,6,7,9号、第22条の3第1,3,4,13,14,15,16,17,18号、第22条の4第1項第2号、第22条の4第2項第2号、第22条の4第3項第2号、第22条の4第4項第2号、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第4,5,11,12,13,14,15,16,17号、第24条の3第1号、第25条第1,2,3,6,7,13,14,15,16,17,18号、第26条の3各号、第27条第3号、第28条第1,2,3,6,7,8,9,10号、第31条第1,3,3の2,5,6号、第31条の2の2第5,6,12,13,14,15,16,17,18号、第31条の3第1号、第32条第1,2号、第33条第4号、第34条第2,3,4号、第35条第3号、第36条各号、第</li> </ul>	事後	
令和4年6月29日	IV リスク対策 8. 監査	○自己点検	○内部監査	事後	